

社会福祉法人こばと会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こばと会（以下「当法人」という）定款第9条および23条の規定にもとづき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬、および法人専門委員会等への出席における職員以外の委員等（以下「専門委員」という）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 専門委員については、業務に応じた報酬を支給する。

(費用)

第3条 役員等および専門委員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。また、職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(役員等および専門委員の報酬等の算定方法)

第4条 役員等および専門委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者について役員等の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等および専門委員に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則) この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

別表1(役員等および専門委員の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5千円

(2) 理事

	日額
理事会・評議員会への出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5千円

(3) 監事

	日額
理事会・評議員会への出席	5千円
監事監査の執行	2万円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5千円

(4) 専門委員

	日額
委員会への出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5千円